

『北海道民族学』投稿規定

(2013/07/07 改正)

資格

投稿は北海道民族学会会員に限る。ただし当該年度までの会費を納めていること。共著の場合は筆頭者がこの条件を満たしていればよい。なお運営委員会から、非会員に執筆を依頼することもある。

掲載について

投稿された論文・研究ノートは、別に定める査読規定に基づき査読者2名の査読結果をもとに、運営委員会で掲載の可否を決定する。その他、書評・資料等の掲載の採否も運営委員会で判断する。なお掲載された文章の著者はHP等での電子的公開にも同意したものとみなす。

原稿枚数

原稿の種別に応じて下記の制限を設ける（図表・写真等を含む仕上がり頁数）：

論文	15ページ以内
研究ノート	10ページ以内
書評・紹介	4ページ以内
研究会発表要旨	2ページ以内
資料等	2ページ以内

執筆要領

原稿は、原則としてワード（Windows版）で作成した文書とする（これに抛りがたい場合は事務局に相談すること）。用紙設定はB5判、ヨコ書き、明朝10ポイント、40字×40行、マージン上下左右各20mm。文書ファイル（できればPDFファイルも併せて）を保存したフロッピーディスクまたはCD-Rを郵送するか、Eメールの添付ファイルで送付も可。特殊フォントを利用した場合はフォント・ファイルも送ること。必要に応じて別途プリントを提出してもらおうこともある。

原稿には表紙をつけ、表紙には論文、研究ノート等の種別、タイトル、英文タイトル、著者名（和英表記）、所属、住所、電話番号、Eメールアドレス等を必ず記入すること。

投稿原稿は原則として日本語とする。

数字は原則として算用数字を用い、記号や符号は慣用にしたがう。

図や表は執筆者自身がワープロや、パソコンで作成したものを、そのまま使用する。写真については必要不可欠な場合に限定し、なるべく画像ファイルの形にすること。これらの図表・写真およびキャプションもなるべく本文中へ挿入してほしい。技術的にむずかしい場合は、挿入個所をプリントアウト原稿中で指示し、図版・写真ファイル（プリントでも可）を別途提出すること。

本文中で文献に言及する場合は、カッコ書きで（著者姓 刊行年：頁数）のように示す。

注は9ポイントで文章末の後注とする。本文中の注見だしに^{1,2}…と、上付きの算用数字で通し番号を付ける（ワープロでの「文末脚注」等の指定はしないこと）。

参考文献は9ポイントで、論文末に一括作成し、配列は著者名のアルファベット順か五十音順とする。記載は以下にならう：

著者氏名

発行年 「論文名」『誌名』巻号：頁数、出版社

倫理的配慮

論文の内容が倫理的考慮を要する場合は、必ず論文中に倫理的配慮をどのように行ったかを記載する。また、写真・図版等の著作権等使用許可に関しては執筆者が責任を負う。

校正

論文・研究ノートの著者校正は1回を原則とする。

締切

投稿希望者は11月末日までに事務局にエントリーを申し出たうえ、12月末日までに原稿を事務局あてに提出すること。

執筆者への進呈

論文・研究ノート執筆者には、別途本誌1冊を進呈するとともに、PDF版を提供する。ただし、刊行後一年以内は公開しないものとする。

『北海道民族学会会報』査読規定

第1条 目的

北海道民族学会は、投稿された論文、研究ノートが学術研究にふさわしいものであるかどうかを審査するために査読の制度をおく。本制度の運営は運営委員会が行う。

第2条 査読者

査読者は運営委員会で協議のうえ、原則として運営委員の中から2名を選定する。ただし、内容によっては、運営委員以外の研究者に依頼することもできる。

査読者は匿名とする。

第3条 査読方法

査読者は、査読対象に関して以下のことを査読し、可、不可の評価を行う。

審査事項

- ・ 研究テーマの妥当性
- ・ 学問的寄与度
- ・ 資料の妥当性
- ・ 資料の提示方法
- ・ 結論を導く論理展開の明確さ
- ・ 内容の正確さ
- ・ 倫理規定に抵触していないかどうか
- ・ 完成度
- ・ 論文、あるいは研究ノートとしての区別の適切さ
- ・ タイトルの適切さ
- ・ 構成の適切さ
- ・ 字数制限をまもっているか
- ・ 図表、写真等の適切さ
- ・ 参考文献の妥当性
- ・ 引用の適切さ
- ・ 投稿規定、執筆細目に則っているか

以上の諸点を評価し査読者は以下の何れかの判定を行う。

- 1 掲載可(再査読不要)
- 2 訂正後再投稿により掲載可否を決定する
- 3 掲載否

第4条 査読結果通知と、再投稿の締め切り

運営委員会は査読結果をメール等で執筆者に通知する。「訂正後再投稿により掲載可」の評価に関しては、通知がとどいてから再投稿までの期限を3週間とする。期限内に再投稿がない場合、また必要な修正がなされていない場合は当該年度での掲載は見送ることとする。

第5条 規定の改定

本規定の改正は、運営委員会の審議を経るものとする。